

ショートステイ あんのん
指定(予防)短期入所生活介護
契 約 書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(長崎県指定 第 4270700703 号)

社会福祉法人 敬昌会

長崎県平戸市戸石川町950番地

TEL0950-23-8816

FAX0950-23-8817

目 次

第一章	総 則	3頁
第二章	サービス利用料と料金の支払い	5頁
第三章	事業者の義務	7頁
第四章	契約者の義務	8頁
第五章	損害賠償等	9頁
第六章	契約の終了	10頁
第七章	その他	11頁

指定短期入所生活介護(予防)サービス利用契約書

様(以下「契約者」という。)と 社会福祉法人敬昌会
(以下「事業者」という。)は、契約者が指定短期入所生活介護(予防)あんのん(以下「事業所」という。)における居室及び共用施設等を使用し生活するとともに、事業者から提供される介護福祉施設サービス等を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結します。

第一章 総 則

第1条(契約の目的)

- 1 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、契約者がその有する能力に応じて可能な限り、自律的な日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者に対し、その日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用とともに、第6条及び第7条に定める介護福祉施設サービスを提供します。
- 2 事業者が契約者に対して実施する短期入所生活介護(予防)サービスの内容、利用期間、費用等の事項(以下「短期入所生活介護(予防)計画」という。)は、別紙『重要事項説明書』に定めるとおりとします。
但し、事業者は、短期入所生活介護計画が作成されるまでの間、契約者の能力に応じて、適切な介護サービスを提供します。
- 3 契約者は、第21条に定める契約の終了事由がない限り、本契約に定めるところに従い、サービスを利用できるものとします。

第2条 (契約期間)

- 1 本契約の契約期間は、契約締結の日から6ヵ月間とします。ただし、契約者の契約時の要介護認定等の有効期間満了日が、上記の契約期間の満了日より前に到来し、要介護認定等が更新される場合は、更新後の要介護認定等有効期間の満了日を待って本契約期間の満了日とします。
- 2 契約満了日の7日前までに契約者から契約終了の申し出がない場合には、本契約は更に6ヵ月同じ条件で更新され、以後も同様とします。更新後の契約期間については前項が適用されることとします。

第3条（ 利用期間 ）

契約者から特に申し入れがない場合は、利用期間を契約締結日から6ヵ月間とし、利用期間満了の7日前までに利用中止の申し入れがない場合には、さらに6ヵ月間更新するものとします。

第4条（ 利用の中止・変更・追加 ）

- 1 契約者は、利用期間前において、短期入所生活介護（予防）サービスの利用を中止、または変更、もしくは新たなサービスを追加利用する事が出来ます。

この場合には契約者が、サービス開始日の前日までに事業者に出るものとします。

- 2 事業者は、前項に基づく契約者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所が満室で契約者の希望する時間にサービスの提供が出来ない場合、他の利用可能期間を契約者に提示して協議します。
- 3 契約者は、利用期間中であっても、サービスの利用を中止する事が出来ます。前項により契約者がサービスの利用を中止し、事業所を退所する場合において、事業者は契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行います。

第5条 【短期入所生活介護（予防）決定・変更】

- 1 事業者は、居宅サービス計画に沿って契約者の短期入所生活介護（予防）計画を作成します。
- 2 事業者は、短期入所生活介護（予防）計画について契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定します。
- 3 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画書が変更された場合、もしくは契約者及びその家族等の要請に応じて、短期入所生活介護（予防）計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して、短期入所生活介護（予防）計画を変更します。
- 4 事業者は、短期入所生活介護（予防）計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、同意を得ます。

第6条（ 介護保険給付対象サービス ）

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、事業所において契約者に対し、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助その他日常生活の世話及び機能訓練を提供します。

第7条（介護保険給付対象外のサービス）

- 1 事業者は、契約者から依頼があった場合、同意に基づき介護保険給付の支給限度額を超える短期入所生活介護（予防）サービスを提供することができます。
- 2 前項の他に事業者は、通常の事業実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎、理美容のサービス、特別な食事の提供を介護保険給付対象外のサービスとして提供します。
- 3 事業者は、第1項及び第2項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて契約者及びその家族等に対しても分かりやすく説明します。

第8条（事業所の責任によらない事由によるサービスの実施不可能）

契約の有効期間中、地震・噴火等の天災、危険を伴う悪天候、その他事業者の責に帰すべきでない事由によりサービスが実施出来なくなった場合には、契約者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。また、このような場合におきサービスをすでに実施していた場合については、事業者は契約者にサービス利用料金の支払いを請求できるものとします。

第9条（委任契約）

契約者は、契約有効期間中に心神喪失その他の事由により判断能力を失われている場合及び失うと予想される場合に備えて、契約者に代わる意思決定者（以下「代理人」という。）として家族等をあらかじめ代理人と定めることに同意します。

第10条（運営規程の遵守）

- 1 事業者は、別に定める運営規程に従い、必要な人員を配置して、契約者に対して、本契約に基づくサービスを提供するとともに、建物及び付帯施設の維持管理を行います。
- 2 本契約における運営規程については、本契約に付随するものとして、事業者、契約者ともに遵守するものとし、事業者がこれを変更する場合は、契約者に対して事前に説明する事とします。
- 3 契約者は、前項の変更に同意する事が出来ない場合には、本契約を解約する事が出来ます。

第二章 サービス利用料と料金の支払い

第11条（ サービス利用料の支払い ）

- 1 契約者は、要介護認定に応じて第6条、第7条に定めるサービスを受けた場合及び第12条に定める個室料金、重要事項説明書に定めるサービス利用料を事業者を支払うものとします。
- 2 前項の他、契約者は利用期間中の食事代と利用者の日常生活上必要となる諸費用(オムツ代を除く)について実費を事業者を支払うものとします。
- 3 事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者等の同意を得ます。
- 4 契約者は、サービス利用料を、別紙『重要事項説明書』で定める所定の利用料支払い方法に基づいて支払うものとします。

第12条（ 個室料負担 ）

契約者は定められた個室料を支払うものとします。

第13条（ 利用料の変更 ）

- 1 第11条第1項に定めるサービス利用料金について、介護保険給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料を変更する事が出来ます。
- 2 第11条に定めるサービス利用料については、経済状況の著しい変化その他やむをえない事由がある場合、事業者は契約者に対して説明をした上で当該サービスの利用料を相当な額に変更する事が出来ます。

第14条（ 利用料の減免 ）

契約者が低所得者及び生活保護受給者である場合は、別に定める減免規定に基づき利用料を減免する事が出来ます。

第三章 事業者の義務

第15条（事業者及び従事者の義務）

- 1 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって契約者の生命、身体の安全に配慮するものとします。
- 2 事業者は、利用者の体調・健康状態等をあらかじめ定めた協力医療機関と連携をし、契約者から聴取、確認した上でサービスを実施します。
- 3 事業者は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行います。
- 4 事業者及びサービス従事者は、契約者又はその利用者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他契約者の行動を制限する行為を行いません。
- 5 事業者は、契約者に対する短期入所生活介護サービスの提供について記録を作成し、それを2年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付します。但し、この複写費用についてはコピー代を徴収いたします。
- 6 事業者は、サービスの提供時において、契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医またはあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

第16条（個人情報使用同意）

- 1 事業者は、契約者の同意なしに個人情報を使用しません。
- 2 次の各号に上げる場合は、本契約を持って事前同意があったものとします。
 - (1) 事業者が、介護保険法に関する法令に従い契約者の短期入所生活介護計画に基づくサービス等を円滑に実施するため行うサービス担当者会議等において使用する場合。
 - (2) 契約者が緊急に医療の必要性がある場合。
 - (3) 契約者が、入院等医療機関へ受診する時に医療機関に対し使用する場合。
 - (4) 事業者が、契約終了によって契約者を他の施設へ紹介するなどの援助を行う際に使用する場合。
- 3 個人(集合)写真・映像の取扱については、次の各号に掲げる事項について本契約をもって承諾があったものとします。但し、本契約書末尾添付の「個人情報の使用についての回答書」に記載の範囲内での取扱とします。
 - (1) 事業者が撮影した全ての写真・映像について、その著作権は事業者帰属します。写真・映像の使用範囲は事業者の活動記録及び広報活動

に限定します。但し、事業者の活動紹介の補足資料として、写真・映像を第三者機関に提供する場合があります。

- (2) 被写体となる個人の肖像権を侵害することの無いよう、必ず事前に撮影についての同意を得るとともに、拒否する方法を明示することとします。本人(または代理人)から拒否の申し出が合った場合には、当該個人の撮影は行ないません。但し、集合写真・映像等で個人が特定できない写真・映像についてはこの限りではありません。
- (3) 事業者の広報(新聞、テレビ、チラシ、ホームページ等)活動に使用する写真・映像は、被写体である本人(または代理権受任者)の同意を得たものに限りです。但し、集合写真・映像等で個人が特定できない写真・映像についてはこの限りではありません。

第四章 契約者の義務

第17条 (契約者の施設利用上の注意義務等)

- 1 契約者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 契約者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取る事を認めるものとします。但し事業者は、契約者のプライバシー等の保護について十分な配慮をします。
- 3 契約者は、事業所の設置、設備について、故意または重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には自己の費用により現状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 4 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等と事業者との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第18条 (契約者の禁止行為)

契約者は、施設内で次の各号に該当する行為をする事は許されません。

- (1) 決められた場所以外での喫煙。
- (2) サービス従事者又は他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行う事。
- (3) 事業者の許可を得ない飲食物、酒類の持ち込み、飲食を行う事。
- (4) 他の利用者や施設に迷惑な損害を与える恐れがある物品の持ち込み。
- (5) 個室に於いての火気の取り扱い。

第五章 損害賠償等

第19条（損害賠償の責任）

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施にともなって、事業者の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。但し、契約者にも故意または重大な過失が認められた場合には、事業者の損害賠償責任を減じることが出来ます。
- 2 前項の損害賠償は、事業所が加入している保険の範囲内において行います。
- 3 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行します。

第20条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、次の各号に該当する場合には、事業者の責に帰すべき事由がない限り損害賠償責任を負いません。

- (1)契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行った事にもつぱら起因して損害が発生した場合。
- (2)契約者(その家族、身元引き受け人等を含む)が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行った事にもつぱら起因して損害が発生した場合。
- (3)契約者の急激な体調変化など、事業所の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合。
- (4)契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合。

第六章 契約の終了

第21条（ 契約終了の事由、契約終了の援助 ）

- 1 契約者は、次の各号に掲げる事項の場合は契約を終了するものとします。
 - (1)契約者が死亡した場合。
 - (2)要介護認定により契約者の心身状況が自立と判断された場合。
 - (3)事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合。
 - (4)施設の滅失や重大な損壊により、サービスの提供が不可能となった場合。
 - (5)事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合。
 - (6) 第22条から第23条に基づき本契約が解約又は解除された場合。
- 2 事業者は、前項(1)号を除く各号により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

第22条（ 契約者からの解約 ）

契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約する事が出来ます。 この場合には、契約者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者に通知するものとします。

第23条（ 事業者からの契約解除 ）

事業者は、契約者が次の各号に該当する場合には、本契約を解約する事が出来ます。

- (1)契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続し難い重大な事情を生じさせた場合。
- (2)契約者による、第11条第1項、第2項に定めるサービス利用料の支払いが正当な理由なく3ヵ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にも関わらずこれが支払われない場合。
- (3)契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行う事等によって、本契約を継続し難い重大な事情が生じた場合。
- (4)契約者の行動が他の利用者やサービス従事者の生命・身体・健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、又は重大な自傷行為を繰り返すなど、本契約を継続し難い重大な事情が生じた場合。

第24条（ 清算 ）

第21条第1項により本契約が終了した場合において、契約者又は第9条に定める代理人が、すでに実施されたサービスに対する利用料支払い義務及び第17条第3項（原状回復義務）、その他の条項に基づく義務に従事者に対して負担している時は、契約終了日から2週間以内に清算するものとします。

第25条（ 残置物の引き取り等 ）

- 1 契約者は、本契約終了後、契約者の残置物がある場合、その残置物の引き取りの責を負うものとします。
- 2 契約者が残置物の引き取りを行えない場合は、第9条に定める代理人が残置物の引き取りの責を負うものとします。
- 3 事業者は、本契約が終了した後、契約者又は代理人にその旨連絡します。
- 4 契約者又は代理権受任者は、前項の連絡を受けた後2週間以内に残置物を引き取るものとします。但し、契約者又は、代理権受任者は、特段の事情がある場合には、前項の連絡を受けた後、速やかに事業者にその旨連絡するものとします。
- 5 事業者は、前項の但書きの場合を除いて、契約者又は代理権受任者が引き取りに相当な時間が過ぎても残置物を引き取る責任を履行しない場合には、当該残置物を事業者側で処分します。但し、その処分にかかわる費用は契約者又は残置物引取人の全額負担とします。

第七章 その他

第26条（ 協議事項 ）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は契約者と誠意を持って協議します。

第27条（ 契約者の同意 ）

契約者が、別紙『重要事項説明書』及び本契約の説明を受け同意する場合、上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が記名捺印の上、各1通を保有するものとします。

(別添)

個人情報の使用についての回答書

社会福祉法人 敬昌会
管理者 久枝 啓介 殿

私 _____ は、社会福祉法人 敬昌会が行なう、個人情報(写真、映像、氏名、年齢等)の使用について下記のとおり回答します。

1. 写真について ☐ 同意する ☐ 同意しない

2. 映像について ☐ 同意する ☐ 同意しない

3. 氏名について ☐ 同意する ☐ 同意しない

4. 年齢について ☐ 同意する ☐ 同意しない

5. 面会について、制限される方はおられますか

☐ いる ☐ いない

※おられる場合具体的に記入をお願いします。

6. その他(個人情報の使用に関してご要望があればご記入ください。)
